

事 務 連 絡

平成23年3月17日

各都道府県消防防災主管部（局）長 様

消防庁救急企画室長

救急救命士の特定行為の取扱いについて

別添のとおり、厚生労働省医政局指導課から、今回の東北地方太平洋沖地震に係る救急救命士の行う救急救命処置の取扱いに関する事務連絡が送付されました。

つきましては、貴都道府県内の消防本部に速やかに周知方願います。

問い合わせ先
消防庁救急企画室
長谷川・谷本・梅澤
電話：03-5253-7529

事務連絡

平成23年3月17日

消防庁救急企画室 御中

厚生労働省医政局指導課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えを、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）に対し、事務連絡を発出しました。

つきましては、各都道府県消防防災主管部（局）をとおして、全国の消防本部に周知方を願います。

照会先

厚生労働省医政局指導課

救急医療専門官 中野公介

電話：03-5253-1111（代表）

（内線2559）

電話：03-3595-2194（直通）

E-mail nakano-kousuke@mhlw.go.jp



事務連絡
平成23年3月17日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局指導課

救急救命士の特定行為の取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、救急救命士が医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことに対する当課の考えは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

救急救命士法上、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないこととされている（救急救命士法第44条第1項）。

しかしながら、救急救命士法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では、通信事情等の問題から医師の具体的指示が得られない場合についても、心肺機能停止状態の被災者等に対し、医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとする。

照会先

厚生労働省医政局指導課

救急医療専門官 中野公介

電話：03-5253-1111（代表）
（内線2559）

電話：03-3595-2194（直通）

E-mail nakano-kousuke@mhlw.go.jp